

仕 様 書

(内容)

第1条 この仕様書は、広島市立安佐市民病院（以下「病院」という。）における寝具類供給業務（以下「本業務」という。）に関する必要事項等について定めるものとする。

- 2 発注者は、院内で使用する寝具類を衛生的かつ円滑に管理・運用するため、医療法施行規則第9条の14及び平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知「病院、診療所等の業務委託について」に基づき、受注者に対し本業務を委託する。
- 3 受注者は、本業務が病院の感染防止及び衛生管理上重要な業務であることを認識し、この仕様書及び受注者が定める標準作業書等に従い、誠実に業務を遂行する。

(業務内容等)

第2条 受注者は、医療法、クリーニング業法その他関係法令・通知・基準等に基づいた従業員、施設、設備、方法等により、受注者が所有する寝具類を衛生的かつ清潔に管理し、発注者に供給するものとする。なお、業務内容等は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 実施場所

本業務の実施場所は、病院及び受注者が所有するクリーニング所とする。

(2) 寝具類の用途、品目及び組数等

本業務で取り扱う寝具類の用途、品名及び組数等は、概ね別紙のとおりとする。ただし、患者数及び病床数の増減並びに組織改編その他の理由により、多少の変動があることに留意すること。また、寝具類の同等品の適否は発注者の判断により決定する。

(3) 管理運搬等

病院内において寝具類の管理運搬等を以下のとおり行うものとする。なお、受注者の従業員（3名を標準）を病院に常駐させたいうで実施すること。

ア 発注者が別に指定する病棟及び外来等のリネン庫等に、不足が生じないよう寝具類を納入するとともに、予備を確保すること。

イ 発注者の要請により各病棟等へ寝具類を運搬すること。

ウ 汚染された寝具類を汚染の都度処理すること。

エ 病院内の運搬は、清潔な寝具類と汚染された寝具類の運搬車を区別して行うこと。

(4) 洗濯等

病院で使用された寝具類を回収し、洗濯等（乾燥及び仕上げ作業を含む。以下同じ。）を以下のとおり行うものとする。なお、洗濯等は受注者が所有するクリーニング所において実施すること。

ア 寝具類のうち包布、敷布、枕カバー、長着及び肌着は週1回以上洗濯すること。

ただし、特別に発注者の要請がある場合は、随時実施すること。

イ 寝具類のうち掛布団、肌布団、ベッドパッド及び枕は年1回以上洗濯すること。

ただし、特別に発注者の要請がある場合は、随時実施すること。

ウ 必要に応じて寝具類を補修し、汚損又は破損が著しいときは、新調すること。

エ 洗濯は、患者用洗濯物と病院用洗濯物を区別して行うこと。

(5) 連携協力

発注者が別に契約する建物総合管理業務の請負者との調整及び協力を行うこと。

(6) 留意事項

本業務の実施にあたって、次に掲げる事項に留意すること。

ア 医療施設の特殊性を認識するとともに、言動動作に注意し、特に入院患者、外来患者及び来訪者等に対して失礼のないよう、十分に注意すること。

イ 病院内の作業（管理運搬等）に従事する従業員名簿を予め発注者に提出すること。現場責任者及び従業員に変更があった時もまた同様とする。

ウ 従業員には、受注者名入りの統一した衣服及び名札を着用させること。

エ 病院内における寝具類の保管については、発注者の認める限りにおいて発注者の施設を使用することができる。

オ 予備の寝具類については無料とし、不足が生じたときは、受注者は発注者の要請に応じて速やかに搬入するものとする。

(検査)

第3条 受注者は、寝具類を納入する場合は、その都度発注者の検査を受けなければならない。発注者は、検査で不合格品があった場合は速やかに受注者に通知するものとする。

2 受注者は、前項による不合格の通知を受けた場合は、当該不合格品を速やかに処理し検査を受けなければならない。

(感染の危険のある寝具類の取扱い)

第4条 発注者及び受注者は、感染症の病原体等により汚染されている寝具類又は汚染されているおそれのある寝具類（以下「汚染寝具類」という。）について、以下の各号に掲げるとおり取り扱うものとする。

(1) 発注者は、汚染寝具類をビニール袋等に包装し、感染の危険のある寝具類である旨を表示し、受注者に引き渡すものとする。ただし、嘔吐物等により著しく汚染されたものについては、発注者は、十分に拭き取ったうえで受注者に引き渡すものとする。

(2) 発注者は、前号の規定にかかわらず、汚染寝具類のうち結核等重大な感染症を招くおそれのあるものについては、消毒したうえでビニール袋等に包装し、重大な感染の危険のある寝具類である旨を表示し、受注者に引き渡すものとする。

(3) 発注者及び受注者は、病院内で汚染寝具類を運搬する場合は、清潔な寝具類の運搬の用に供する運搬車を使用しないものとする。

(4) 受注者は、汚染寝具類を取り扱うときは、エプロン及び手袋等を着用し、作業後は必ず手洗い等により感染防止に努めるものとする。

(業務遂行上の注意事項)

第5条 受注者は、履行期間の開始日より前に医療法施行規則第9条の14に掲げる基準等に基づいた従業員、施設、設備、方法等を確認できる書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。

2 受注者は、平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知の別添1に定める衛生基準に従い、寝具類を適正に処理しなければならない。また、発注者は、受注者から供給された寝具類を適切に管理するものとする。

3 受注者は、寝具類の洗濯、補修、設備、処理等について、発注者の要請がある場合は、

発注者の調査に応じなければならない。

- 4 受注者は、寝具類の洗濯、補修、運搬等に従事する従業員の健康管理に留意し、法令の定めるところにより、健康診断等を実施しなければならない。
- 5 受注者は、クリーニング業法に基づく諸監督機関への届出事項が必要であるときは、これを遅滞なく実施すること。

(実施報告書等)

第6条 広島市立病院機構委託契約約款(複数年契約用)第12条に定める委託業務実施報告書は、月間の業務実施報告書とする。なお、別紙に掲げる品名毎に月間の供給数を記載すること。

- 2 受注者は、前項に定める業務実施報告書について、翌月の10日(ただし、3月分については、3月31日)までに提出して、発注者の確認を受けなければならない。報告書等は、発注者が指定した様式又は予め発注者の承認を得た様式を使用するものとする。なお、これらの資料の作成にかかる費用は全て受注者の負担とする。

(費用負担)

第7条 業務実施に必要な経費(寝具類の洗濯、新調及び補修、従業員の健康診断に係る費用を含む。)は、全て受注者の負担とする。ただし、病院における光熱水費及び発注者が必要と認める経費については発注者が負担するものとする。

(その他)

第8条 受注者は、本業務の遂行にあたり休日が3日以上連続する場合には、休日であっても平日に準じた作業等を実施するよう努めること。なお、その場合には予め発注者と協議すること。

- 2 発注者及び受注者は、第2条第2号別表に掲げる年間数量が継続して著しく増減したときは、いずれかの求めに応じてこの仕様書及び委託契約金額の変更について協議に応じるものとする。
- 3 受注者は、契約終了又は契約解除等により受注者が変更となる場合、病院の業務が円滑に行われるよう、新たな受注予定者と調整するものとする。
- 4 業務実施にあたり、この仕様書に疑義が生じた場合、又は定めのない事項については、発注者と受注者が協議のうえ決定する。